

ID: 111

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	グループ利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例施行規則 第7条の4		
例 規 番 号	平成22年規則第17号		
【根拠条文】 (グループ利用の承認) 第7条の4 市長は、前条第4項の規定によりグループ利用の申請があったとき、又は別表第4に規定する「随時申込み」の区分によりグループ利用の申請があったときで、グループ利用の承認をした場合は、グループ利用承認書を登録グループに交付するものとする。ただし、別の方法によりグループ利用を承認した旨を通知することができるときは、グループ利用承認書の交付を省略することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日